

九州・沖縄高度実践 看護師 活動促進協議会 会則

2026 年 4 月 1 日施行

第 1 章 総則

第 1 条 名称

本会は、「九州・沖縄 高度実践 看護師 活動促進協議会」と称する。第

2 条 所在地

本協議会を次の所在地に置く。

〒 825 8585 福岡県田川市伊田 4395 番地福岡県立大学 看護学部内

第 3 条 事務局は持ち回りで 3 年毎に事務局長の所属施設に置く。

第 4 条 本協議会の設立年月日

本協議会の設立年月日は 令和 3 年 3 月 28 日とする。

第 5 条 目的・目標

1. 目的

九州・沖縄の高度実践看護師の活動を促進し、九州・沖縄の看護の質の向上を図る。

2. 目標

- 1) 九州・沖縄の高度実践看護師及び資格取得を目指して活動している人の実践能力の向上に資する。
- 2) 高度実践看護師を活用する看護管理者及び看護職者の理解と活用方法の普及を図る。
- 3) 高度実践看護師を活用する側と活用される側の相互理解を深める。

第 2 章 組織

第 1 条 組織の構成と任期

1. 本協議会は、会員、賛助会員、施設会員をもって組織する。
2. 本協議会には代表 1 名、副代表 2 名、代表理事 1 名、理事 13 名以上、代議員を必要に応じた人数、事務局は事務局長 1 名、事務局員 4 名、ホームページ運用・管理者 1 名、IT 担当者 1 名、監事 2 名を置く。役割の兼任も可とする。
3. 代表、副代表、事務局、代表理事、理事、代議員、監事は、本協議会の会員で専門看護師等の資格保有の有無、専門分野、所属の県、キャリアを考慮し、バランスよく構成する。
4. 代表は会員の互選により選出する。ただし、設立時はこの規定によらない。
5. 副代表、事務局、監事、代表理事及び理事は代表が推薦し、総会で決定する。
6. 活動を分担して効率よく進めるために、代議員会を置き、担当理事 1 名以上が活動の目的に沿って代議員会を統括する。担当理事の兼任も認める。
7. 代議員会は 専門分野や重点課題を担当する理事が組織化し、理事会、総会で決定する。ただし、設立時の代議員会は代表が組織化する。
8. 必要に応じて理事補佐を置くことができる。

9. 必要に応じて副事務局長を置くことができる。
10. 必要に応じて代議員会に特別顧問を置くことができる。
11. 任期はそれぞれ 3 年とする。ただし再任は妨げない。

第 2 条 分掌事項

1. 代表は会をとりまとめ、理事会構成メンバー、代議員会の構成メンバー、会員と協力して第 4 章に定める「事業」の企画・運営を行い、実施・評価する。
2. 副代表は代表と共に協力して会を運営し、代表が何らかの事情で業務を遂行できない場合は、その業務を代行する。
3. 理事会構成メンバーは代表、副代表、代表理事と協力し、「事業」の計画・運営を実施・評価する。
4. 代表理事及び理事は担当する代議員会を統括し、専門分野や重点課題に特有の課題を代議員と協力して抽出し、課題解決のための方策を検討する。理事は代議員会で話し合われたことを理事会で報告し、予算立てが必要な事業については、その旨提案する。代表理事及び理事は課題解決に向けて代議員と協力して活動する。
5. 理事補佐は、代議員会の運営が円滑にいくように理事を補佐する。
6. 副事務局長は事務局長を補佐する。
7. 特別顧問は、担当の代議員会において専門的な知識の提供、助言を行うと共に必要に応じて一緒に活動を行う。
8. 事務局は会員情報の管理、会費の管理、予算の執行、役員の委嘱、「事業」の企画・運営にあたっての事務的な作業を行う。
9. 監事は適正な収支決算が行われているかを監査する。
10. 代議員は各代議員会特有の課題の抽出とその解決策を考え、課題解決に向けて担当理事と協力して積極的に活動する。
11. ホームページ運用・管理者は、当協議会のホームページを開設し、継続的に最新の情報に更新する。
12. IT 担当者は、オンラインによる行事等の開催に当たり、テクニカルな面でのサポートを行う。
13. 会員は「事業」の運営に積極的に参加する。

第 3 条 理事会

1. 理事会は、代表、副代表、代表理事、理事、理事補佐、特別顧問、事務局長、副事務局長、事務局員、ホームページ運用・管理者、IT 担当者、監事で構成する。
2. 理事会は代表が招集する。
3. 理事会は年 2 回開催する。緊急に検討が必要な事項が生じた場合は、代表がメールやオンラインによる会議を招集することがある。
4. 理事会は、本協議会の「事業」に関する事項、会への入会に関する事項、その他検討が

必要な重点課題に関する事項について、協議し、事業案や予算案を策定する。

5. 理事会はその構成員の過半数（委任状を含む）の参加によって成立する。
6. 理事会の議決は、参加者（委任状を含む）の過半数の賛成で決定する。賛成と反対が同数の場合は代表に決定が委ねられる。

第4条 代議員会

1. 代議員会は、専門領域特有の課題や、重点的に取り組むべき課題に沿って組織する。
 2. 各代議員会は、担当理事が統括し、各代議員会の目的が達成されるように活動する。
 3. 代議員は自薦、他薦を問わず、活動に意欲的に取り組む意思のある人とする。
- 各代議員会で審議、検討された事項については、担当理事が理事会で提案し、活動に必要な事業計画や予算等に反映できるようにする。

第5条 委員会及びプロジェクト

1. 理事会は必要に応じて委員会またはプロジェクトを設置することができる。
2. 設置する委員会またはプロジェクトの名称、構成員、分掌事項については委員会規定等を作成して会員に周知する。

第6条 総会

1. 総会は正会員、賛助会員、施設会員により構成する。
2. 総会は代表が招集する。
3. 総会は年1回開催する。
4. 総会は会員の1/2（委任状を含む）の参加により成立する。
5. 総会では、理事会が策定した事業案、予算案、収支決算報告などについて審議する。
6. 総会では議長を選出し、議長が議事を進行する。
7. 議長は総会の終了をもって解任される。
8. 総会の議決は、参加者（委任状を含む）の過半数の賛成で決定する。賛成と反対が同数の場合は議長に決定が委ねられる。
9. 総会に会員以外が参加したい旨申し出た場合は、オブザーバーとして参加することを許可することがある。

第7条 会員資格と会員資格の喪失

1. 正会員は次の1)～3)の条件のいずれかを満たし、かつ4)と5)を満たす人とする。
 - 1) 専門看護師資格、ナース・プラクティショナーの高度実践看護に関わる資格を有する人。
 - 2) 高度実践看護師を活用したいと考えている人。
 - 3) 高度実践看護師の活動に興味を持っている人。
 - 4) 九州・沖縄在住、又は九州・沖縄内に職場がある人で、高度実践看護師の活動や活用に興味を持っている人。
 - 5) 本協議会の趣旨に賛同し、活動に意欲的に参加できる人。
2. 賛助会員は次の条件を満たす人とする。

- 1)前項の 1) ～3) のいずれかに該当し、九州・沖縄以外の地域に在住する人で、5) を満たす人。
3. 施設会員は次の条件を満たす施設とする。
所在地が九州・沖縄にあり、保健・医療・福祉機関等、教育機関等、職能団体等で積極的に高度実践看護師を現在雇用している、又は活用したいと考え、本会の趣旨に賛同する施設とする。
4. 入会届を本協議会に提出し、会費を支払った者を会員とする。
5. 前項で特段の申し出がない限りは会員の継続とみなす。
6. ただし、前項は満たしているが、2 年間会費の納入が確認できない者については、事務局から会員資格喪失の可能性の告知を行い、会員継続の意思を確認する。
7. 会員からの退会届を受理した時点で退会、会員資格の喪失とする。但し、退会時には入会時から退会時までの年会費の清算が終了していることが必要である。

第 3 章 財務

本協議会は会員の会費、コンサルテーション等の依頼が会員以外からあった場合の報酬の一部、個人や団体等の寄付金により運営する。特定の社会課題を解決するために助成金に応募し採択された場合は、別会計で決算を行う。研究助成も同様とする。

第 1 条 年会費

1. 本協議会の正会員の年会費は 3,000 円とする。
2. 本協議会の賛助会員の年会費は 2,000 円とする。
3. 非会員を役員に推薦（自薦、他薦）する場合は被推薦者の入会を前提とする。但し、年度末までの期間が半年未満の場合は会費の1/2、3カ月未満の場合は会費の1/3に初年度の会費を減額して役員になろうとする被推薦者に便宜を図る。
4. 施設会員のうち、九州沖縄地域にある施設の年会費は 30,000 円、それ以外の地域にある施設の年会費は20,000円とする。
5. 年会費は第 4 章の「事業」等を行うための予算とする。

第 2 条 事業計画を実施するための支出の基準

1. オンラインによる講演等の講師等を会員(理事会メンバー、代議員会メンバーを含む)や非会員に依頼した場合の謝金
- 1) 講演、話題提供、シンポジウムやパネルディスカッションでのプレゼンテーション謝金の時間単価
講師級 4,490 円/時間
准教授級 5,490 円/時間
教授級 6,480 円/時間
学部長級 7,480 円/時間
副学長級 8,480 円/時間
学長級 9,480 円/時間

- 2) 事例検討会等の事例の提供の謝金は 1 回 3,000 円とする。
2. 理事会メンバー、代議員会メンバーがその役割に応じて職務を行うことに対する報酬は原則支払わない。
3. 外部資金を獲得して行う事業については、役員がその事業の実施に必要な専門的知識や技術を提供した対価として、その内容、時間等により、外部資金の事業計画の範囲内で支払う。
4. その他、理事会において承認された費用
ただし、理事会において承認された費用についてはこの限りではない。

第 3 条 寄付金の受託

1. 本協議会の主旨に賛同し、協力を申し出た個人及び団体等からの寄付金を受け付ける。
2. 寄付金は、本協議会の目的・目標を達成するために有効に活用する。
3. 寄付金を供与した個人や団体等については、その了解のもとに、本協議会のホームページ等で公表する。

第 4 条 事例検討会等に参加する非会員の参加費

1. 事例検討会に参加する非会員の参加費は 1,000 円とする。ただし、非会員で事例提供する。場合と初めて参加する場合は、参加費は不要とする。
2. 講演とシンポジウムに参加する非会員の参加費は、3,000 円とする。
3. 施設会員となっている施設から非会員が参加する場合は、15名 までは参加費は不要とする。

第 5 条 運営費の適正な運用と監査

1. 本協議会には第 2 章に定める通り事務局を置き、運営費を適正に運用する。
2. 本協議会には、第 2 章に定める通り監事を置き、年 1 回、会計監査を実施する。
3. 監事は理事会と総会において、会計監査報告を行う。

第 4 章 事業

第 1 条 事業内容

本協議会は、第 1 章第 3 条の目的・目標を達成するために、次の事業を行う。

1. 九州・沖縄九州・沖縄にある県の高度実践看護師及び看護師の看護実践能力の向上のために、年間、1 回以上の事例検討会を実施する。事例提供は会員を優先するが、非会員の事例提供も可とする。
2. 高度実践看護師を活用する側と活用される側の相互理解を深める為、年 1 回の講演やシンポジウム等の交流・学修の機会を設けることができる。
3. 施設会員となっている施設からの求めがあれば、高度実践看護師の雇用や活用に関して無償で相談に応じる。施設会員以外の看護管理者からの相談に関しては、有償で相談に応じ

る。その場合は、報酬の 1/10 は本会の運営資金とする。

4. 個人会員からの求めがあれば、高度実践看護師の活動に関するスーパービジョン又はコンサルテーションを無償で実施する。個人会員以外からの求めがあれば、コンサルテーション又はスーパービジョンを有償で行う。その場合は、報酬の 1/10 は、本会の運営資金とする。
5. 本協議会への理解を促進し、賛同者を増やすために、ホームページの運用・管理、その他の広報活動を実施する。
6. 職能団体や教育機関と連携し、高度実践看護師への理解や活用方法に関する知識の普及に努める。
7. 年 1 回、正会員、賛助会員、施設会員が事業等について審議、決定する総会をオンオンラインで実施する。
8. 高度実践看護師の活動や活用の促進に資する調査や研究等を可能な範囲で実施する。また、職能団体や学会等から調査や研究を委託された場合は、可能な範囲で受託する。
9. その他、医療等を受ける人々や社会のニーズによって必要な事業を企画・実施する。
10. 毎月ニュースレターを発行し、会員に届ける。
11. 年1回電子媒体による協議会誌を発刊する。詳細については、投稿規程に定める。
12. 会員の研究活動を促進するために、研究助成金を設定し、助成する。
13. 会員の研究活動を促進するために、所属施設に研究倫理審査の体制がない会員を対象に、研究倫理審査体制を構築・運営する。詳細については、研究倫理審査規定に定める。
14. 会員の研究活動を促進するために、「研究お助けラボ」の充実を図る。

第 2 条 事業計画と予算の議決

事業計画（案）と予算（案）は、第 2 章の第 8 条の理事会と第 9 条の総会において其々審議し、議決する。事業計画と予算の追加・修正が必要な場合、その他、審議が必要な事項が生じた場合は、代表が理事会を招集し、理事会メンバーの過半数の賛成をもって承認とする。理事会での決定事項は総会で報告する。

第 5 章 会則の改正に必要な手続き

1. 本会則は、総会において、会員の過半数（委任状を含む）の賛成をもって改正することができる。
2. 本会則の改正を希望する会員は、改正理由を添えて改正案を文書で代表に提出する。
3. 代表は会則の改正案を理事会の議を経て、総会に提出する。

第 6 章 第 6 章 役員選出

1. 次期役員の選出は自薦又は他薦によるものとする。

2. 現役員(代表、副代表、代表理事、理事、代議員)は次期役員の適任者を代表に推薦する。
3. 代表1名、理事は代議員会毎に1～3名、代議員は代議員会毎に5名～15名程度とする。
4. 副代表2名、代表理事1名は代表が指名する。
5. 非会員を役員に推薦する場合は被推薦者の入会を前提とし、入会時期により会費を減額して被推薦者に便宜を図る。具体的には本会則の第3章第1条の「年会費」に定める。
6. 年度の途中で欠員が出た場合、必要定員数に満たない場合は、必要に応じて追加することができる。
7. 会員は積極的に役員としての活動に従事することを期待する。

本会則の施行日

本会則は令和3年3月28日より施行する。

令和5年2月12日改正。ただし、令和4年4月1日に遡って施行する。

令和8年3月15日改正、令和8年4月1日より施行する

